

## 都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

平成14年の都市再生特別措置法施行以来、およそ20年に渡り各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症に続き、資材価格やエネルギー価格の高騰など、変化し続ける経済社会情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められている。

大都市においては重要な都市開発プロジェクトを抱えており、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや連携が欠かせず、都市の成長や安定的な事業推進に資する支援が、今後も極めて有効であると考えられる。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方だけにとどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

については、都市再生の推進に向けて、下記のとおり要請する。

### 記

(中心市街地の環境整備等に対する支援の強化)

- 1 コンパクトシティや都市再生を推進していくためには、中心市街地に対する民間投資を促進し、地域の特性を活かしながらその活性化を図ることが重要であることから、商店街やまちづくり会社などが行う中心市街地の環境整備やスモールスタートの取組、まちなかを含む地域全体の経済活性化につながる産業の地方立地等を支える、活用しやすい支援を強化すること。

(ウォークブル推進税制等の特例措置期間の延長)

- 2 一体型滞在快適性等向上事業により整備した土地・償却資産又は家屋に対する税制特例(ウォークブル推進税制)や土地区画整理事業に係る税制特例については、コロナ後の都市再生や都市の魅力向上に引き続き有効であることから、令和6年3月31日までとなっているウォークブル推進税制等について、税率等の支援内容を縮減することなく、特例措置期間を令和6年4月以降も延長すること。

(国際競争拠点都市整備事業への機動的な財政支援)

- 3 空港アクセスの整備やターミナル駅の機能強化などの長期的かつ広域的なプロジェクトを対象とする国際競争拠点都市整備事業については、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

(環境に配慮したまちづくりに対する支援の強化)

- 4 環境負荷を低減し、持続可能な都市を構築するためには、民間の都市開発における省エネルギー化及び再エネ等導入促進や高度な環境性能を有する建築物の整備、都市の緑地の創出・保全に対する官民の取組の促進を図る必要があることから、環境を重視した都市開発プロジェクト促進のための支援や、自治体による緑地の保全・整備への支援を強化すること。

令和5年8月8日  
指定都市市長会